

# 平成 22 年度事業計画書（案）

自 平成 22 年 4 月 1 日  
至 平成 23 年 3 月 31 日

中国地区不動産公正取引協議会

## 1. 研修事業について

- (1) 公正競争規約を全会員に周知するため、各構成団体が行う業務研修等を利用し公正競争規約の周知徹底に努める。  
昨年度に引き続きインターネット広告の必要事項の再確認の周知に努める。
- (2) 不動産の表示に関する公正競争規約をわかりやすく解説した「不動産広告ハンドブック」を全会員に配布する。また新たに会員となった事業者に対して、「不動産の公正競争規約」及び「不動産広告ハンドブック」を無料配付し、協議会の目的及び規約等の内容について周知を図る。
- (3) 賛助会員及び広告代理店に対しては、必要に応じ規約に関する資料を送付し、規約の周知を図る。

## 2. 広報事業について

- (1) 各団体が発行する会報等に表示規約や景品規約の解説等を掲載し、会員事業者の規約に対する理解を深める。
- (2) 新たに会員となった事業者に対しては、事業者としてのコンプライアンス意識の向上と公正競争規約加盟事業者としての自覚を促すため、一般消費者が事業者の事務所において公正競争規約に参加しているかどうか認識できる旨の「公正表示ステッカー」を配付する。

### 3. 調査指導事業について

- (1) 違反広告を未然に防ぐため、事業者及び広告会社等からの質問及びゲラ刷りチェック等に積極的に応じ、適正な広告表示が行われるようにする。
- (2) 表示規約及び景品規約違反を発見した場合は、公正競争規約に基づき速やかに是正指導を行うとともに、「違反調査及び措置の手続等に関する規則」に従い当該事業者の所属団体に指導を依頼するなど事案処理の効率化を図る。
- (3) 会員事業者以外の事業に係る景品表示法違反を発見した時は、監督官庁と連携し、是正を促す。

### 4. 賛助会員の勧誘

不動産広告の適正な表示を徹底するためには、不動産広告を制作する広告代理店等の理解と協力が不可欠であり、広告代理店等に対して引続き賛助会員としての入会を勧誘する。

### 5. 関係官庁及び他地区公取協との連携

消費者庁及び各県景品表示法主管課と連携し、監視指導体制の充実を図り、違反広告の排除を促進する。

また、他地区公取協との連携を一層密にし、常に情報の交換を行い、定期的に関催される不動産公正取引協議会幹事会及び連合会総会において、共通問題について討議、検討を行い、規約の適正な運用を推進する。

### 6. その他

消費者からの相談、苦情等を受け付け、適正な対応並びに関係団体等を紹介する。